

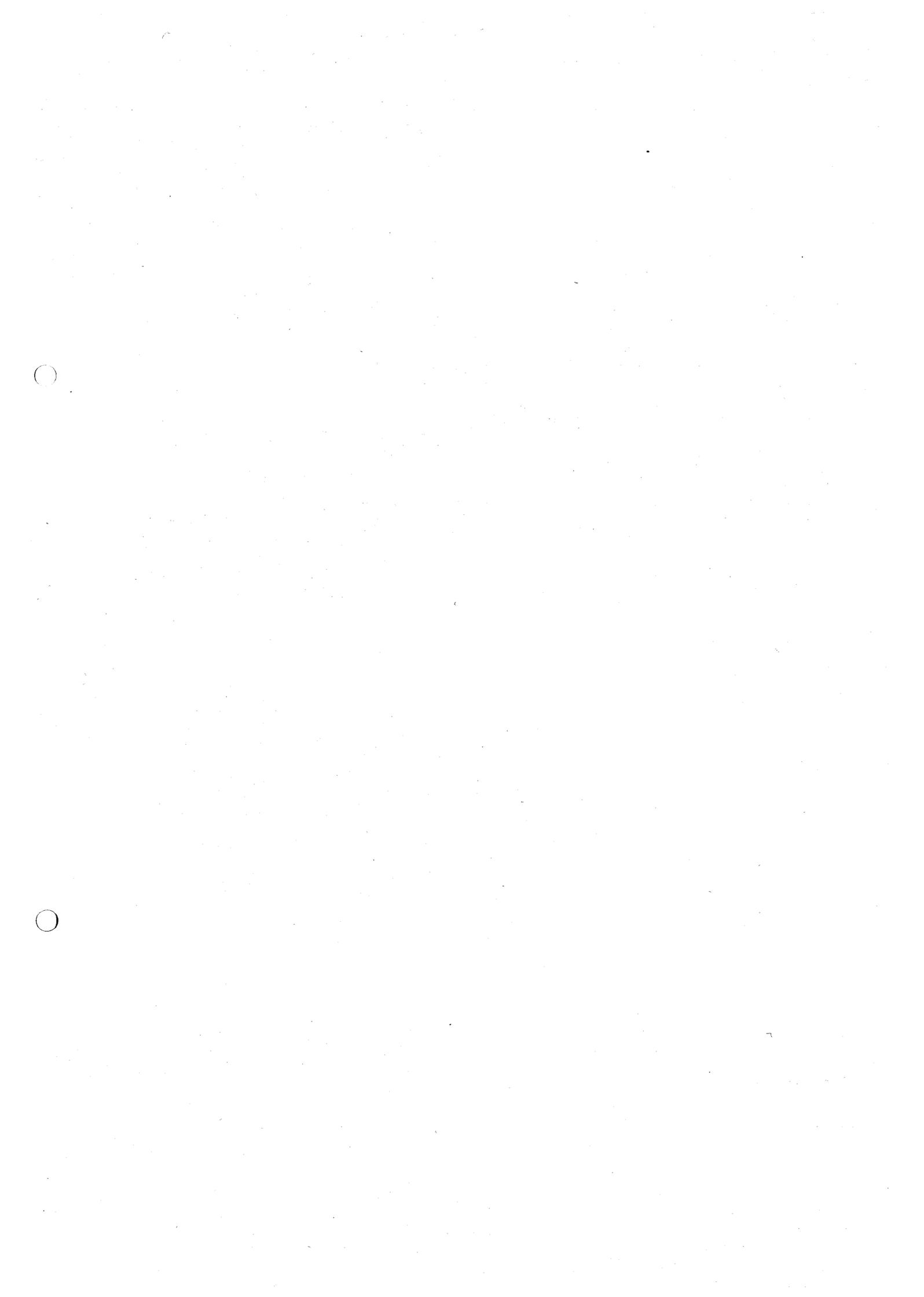
いわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の捏造と憲法の解釈変更の回数に関
する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年五月一日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



いわゆる昭和四十七年政府見解の「基本的な論理」の捏造と憲法の解釈変更の回数に関
する質問主意書

一 政府は、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成前には限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法第九条
解釈の基本的な論理について明記された政府見解に係る文書や国会会議録は存在しないとしているが、で
あるならば、いわゆる昭和四十七年政府見解の作成は、憲法第九条においては個別的自衛権の行使しかで
きないというそれまでの憲法解釈を、限定的な集団的自衛権行使も可能であるとの内容に変更した、憲法
第九条の解釈変更には該当するのではないか。

二 前記一のいわゆる昭和四十七年政府見解の作成は、憲法第九条の法規範の内容を変更したもののなか、
政府の見解を示されたい。

三 前記一について、政府は、これまで政府による憲法解釈の変更は、自衛隊員を武人と認識を改めた憲法
第六十六条第二項の解釈変更及び平成二十六年七月一日の閣議決定における限定的な集団的自衛権行使を
容認した憲法第九条の解釈変更の二回しかないと述べているが、実は三回あることになるのではないか。

右質問する。

